

不利益処分の処分基準（個票）

管理 No.	i078
--------	------

所管部署：環境部廃棄物対策課
（産業廃棄物対策係 / 内線:71-2226）

根拠区分	法律 一条例	
処分の名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可の取消し	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項	14の6-
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 「行政処分の指針について（通知）」 （平成25年環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」（以下「処理基準について」という。） （平成23年環廃産発第110310002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策部長通知）
	基準規定条項	法第14条の6にて準用する法第14条の3の2第1項第1号～6号
	処分基準	「第3 特別産業廃棄物処理業の許可の取消し等」に、要件や手続き等を示す。 （「行政処分の指針について（通知）」に定めるところによる。） 処分内容等、処理の基準について示す。（「処理基準について」に定めるところによる。）
行政手続法(条例) 第13条適用関係	聴聞	
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

※裏面に続く

処分基準(裏面追加)

	基準内容
<p>処分基準等 補足</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 14の6— (準用) 第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第五号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第六号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。 (許可の取消し) 第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至ったとき。 二 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。 三 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ニに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。 四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。</p>